

問合せ先  
海上保安庁警備救難部  
刑事課 西郡, 秋田  
電話 03-3591-6361  
(内線 5402, 5420)



令和5年2月17日  
海上保安庁

## 令和4年における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく国会報告について

令和4年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第36条の規定に基づき、本日、政府は国会報告をしたところです。なお、海上保安庁では、令和4年中に傍受令状を請求したことはなく、傍受実績もありません。

(注) 政府は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、毎年、以下の事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・傍受令状の請求及び発付の件数
- ・その請求及び発付に係る罪名
- ・傍受の対象とした通信手段の種類
- ・傍受の実施をした期間
- ・傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・令状記載通信等が行われたものの数
- ・一時的保存を命じて行う通信傍受、特定電子計算機を用いる通信傍受を実施したときはその旨
- ・傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

詳細は添付の「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告」をご参照ください。

# 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 に基づく報告

令和4年 1月 1日から  
同年12月31日まで

令和5年2月

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告  
(令和4年)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、令和4年における通信傍受等に関して下記のとおり報告します。

記

令和4年中の傍受令状の請求・発付の件数等、傍受の実施状況及び傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数については、別表1のとおりである。

また、令和2年中及び令和3年中に傍受が行われた事件に関して新たに逮捕した人員数については、別表2のとおりである。

別表 1

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間						第20条第1項等の	逮捕人員数(人)	
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項		第29条第4項			
							第1号(回)	第3号(回)	第1号(回)			第3号(回)
1	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	24	494	160	0	80	0	①⑦	6
					4	26	15	0	0	0	①⑦	
2	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	15	38	3	0	1	0	①⑦	11
					15	176	56	0	38	0	①⑦	
3	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	308	7	0	2	0	①⑦	2
					30	43	7	0	2	0	①⑦	
4	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	26	625	89	0	62	0	①⑦	2
					26	0	0	0	0	0	①⑦	
5	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	21	1495	314	0	512	0	①⑦	7
					21	145	16	0	12	0	①⑦	
					21	0	0	0	0	0	①⑦	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
6	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	807	89	0	54	0	㊦㊧	19
7	3	3	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	28	213	25	0	3	0	㊦㊧	15
					29	381	54	0	22	0	㊦㊧	
					28	524	107	0	45	0	㊦㊧	
8	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	17	249	4	0	70	0	㊦㊧	7
					17	301	89	0	105	0	㊦㊧	
9	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	28	580	56	1	23	0	㊦㊧	6
10	1	1	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	1941	-	-	36	0	㊧	2
11	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	27	1671	382	0	197	0	㊦㊧	10

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
12	2	2	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	28	344	196	0	65	0	㊦㊧	7
					28	67	2	0	0	0	㊦㊧	
13	4	4	覚醒剤取締法違反(同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	携帯電話	30	368	6	0	2	0	㊦㊧	0
					15	64	-	-	3	0	㊧	
					16	20	-	-	2	0	㊧	
					10	18	-	-	0	0	㊧	
14	3	3	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第2項、同第1項後段、第3条第1項、第31条の8、第3条の3第1項、刑法第60条) 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持】	携帯電話	20	322	0	0	1	0	㊦㊧	2
					20	809	0	0	0	0	㊦㊧	
					20	216	0	0	1	0	㊦㊧	
15	4	4	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の3第3項第3号、同第2号、同第2項、同第1項、第3条第1項、第31条の8、第3条の3第1項、刑法第60条) 【組織的な拳銃の加重所持、拳銃実包の所持】	携帯電話	20	291	-	-	0	0	㊧	0
					20	517	0	0	0	0	㊦㊧	
					20	999	0	0	0	0	㊦㊧	
					20	274	-	-	0	0	㊧	

番号	傍受令状		通信手段の種類	実施期間				第20条第1項等の	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
16	2	2	銃砲刀剣類所持等取締法違反(同法第31条の8、第3条の3第1項、刑法第60条) 【拳銃実包の所持】	携帯電話	10	174	-	-	0	0	㊟	0
					10	36	-	-	3	0	㊟	
17	4	4	組織的犯罪処罰法違反(同法第3条第1項第7号、第4条、刑法第199条、第60条) 【組織的な殺人未遂】	携帯電話	20	936	-	-	0	0	㊟	0
					20	460	-	-	0	0	㊟	
					20	390	-	-	0	0	㊟	
					20	73	-	-	0	0	㊟	
18	3	3	現住建造物等放火(刑法第108条、第60条)	携帯電話	20	775	-	-	1	0	㊟	3
					20	352	-	-	3	0	㊟	
					10	167	-	-	2	0	㊟	
19	2	2	殺人(刑法第199条、第60条)	携帯電話	20	47	-	-	0	0	㊟	0
					20	129	-	-	3	0	㊟	
20	1	1	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	20	620	-	-	10	0	㊟	2
21	2	2	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	20	438	-	-	23	0	㊟	5
					20	113	-	-	1	0	㊟	

番号	傍 受 令 状		通信手段の種類	実 施 期 間				第20条第1項等の傍受の実施	逮捕人員数(人)			
	請求(件)	発付(件)		罪名(罰条)	(日間)	通話回数(回)	第29条第3項			第29条第4項		
							第1号(回)			第3号(回)	第1号(回)	第3号(回)
22	2	2	窃盗(刑法第235条、第60条)	携帯電話	6	44	0	0	0	0	㊦㊧	0
					6	17	0	0	0	0	㊦㊧	
23	2	2	窃盗、詐欺(刑法第235条、第246条第1項、第60条)	携帯電話	30	23	-	-	0	0	㊧	0
					30	30	-	-	0	0	㊧	
24	1	1	詐欺(刑法第246条第1項、第60条)	携帯電話	10	215	0	0	0	0	㊦㊧	0

(注1)「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

(注2)「第20条第1項等の傍受の実施」欄における㊦～㊧は以下の方法をいう。

- ㊦：第20条第1項の規定による傍受を実施したとき
- ㊧：第23条第1項第1号の規定による傍受を実施したとき
- ㊨：第23条第1項第2号の規定による傍受を実施したとき

## 別表 2

(令和 2 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
9	3 (報告済み)	3 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	1
10	3 (報告済み)	3 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	1

(令和 3 年)

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
2	2 (報告済み)	2 (報告済み)	大麻取締法違反 (同法第24条の2第2項、同第1項、刑法第60条)、覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条)、麻薬及び向精神薬取締法違反 (同法第66条第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の大麻等所持】	1
3	5 (報告済み)	5 (報告済み)	大麻取締法違反 (同法第24条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の大麻譲渡】	8
7	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
8	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	13
10	3 (報告済み)	3 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	8

番号	傍 受 令 状			新たに逮捕した人員数 (人)
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	
11	1 (報告済み)	1 (報告済み)	覚醒剤取締法違反 (同法第41条の2第2項、同第1項、刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	22
19	4 (報告済み)	4 (報告済み)	電子計算機使用詐欺 (刑法第246条の2、第60条)	1

(注1) 「新たに逮捕した人員数」とは、令和2年中及び令和3年中に傍受を実施した事件に関して、令和4年中に新たに逮捕した人員数をいう。

(注2) 平成14年から令和元年までに傍受を実施した事件に関して、令和4年中に新たに逮捕した者はいなかった。